北海道告示第 11398 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和４年３月 15 日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和３年 11 月 15 日

北海道知事　鈴木　直道

１　届出事項の概要

（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

ＤＣＭホーマック伊達店

伊達市末永町 39 番１、39 番 12、41 番

（２）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社シモミチ商事　代表取締役　下道　一利

伊達市末永町 41 番地

（３）変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

ＤＣＭホーマック株式会社　代表取締役　石黒　靖規

札幌市厚別区厚別中央３条２丁目１番１号

（変更後）

ＤＣＭ株式会社　代表取締役　石黒　靖規

東京都品川区南大井６丁目 22 番７号

（４）変更の年月日

令和３年３月１日

（５）変更する理由

企業統合による社名変更及び住所変更のため

２　届出年月日

令和３年６月４日

３　届出書等の縦覧

（１）縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

（２）縦覧期間

令和３年 11 月 15 日（月）から令和４年３月 15 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の１月３日までを除く。）

（３）縦覧時間

午前８時 45 分から午後５時 15 分まで